

目 次

議案番号	件 名	頁
承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 5 号) について)	1 資料 4
議案第 4 9 号	令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 6 号) について	資料 5
議案第 5 0 号	令和 6 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	資料 5
議案第 5 1 号	令和 6 年度御殿場市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に ついて	資料 5
議案第 5 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例制定について	2
議案第 5 3 号	御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定について	5
議案第 5 4 号	御殿場市立保育所条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第 5 5 号	御殿場市下水道条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第 5 6 号	御殿場市民会館大ホール舞台用電気設備改修工事請負契約 の締結について	8
議案第 5 7 号	新御殿場市立図書館等外構整備工事請負契約の締結について	9
議案第 5 8 号	御殿場市立西学校給食センター備品 (荷受検収室等厨房機器) の取得について	1 0
議案第 5 9 号	御殿場市御胎内温泉健康センターの指定管理者の指定について	1 1
議案第 6 0 号	遊 R U N パーク玉穂の指定管理者の指定について	1 2
議案第 6 1 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	1 3

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 6 2 号	市道路線の認定について	1 4
同意第 7 号	御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 5

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度御殿場市一般会計補正予算（第5号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和6年11月26日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 5 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(御殿場市表彰条例の一部改正)

第 1 条 御殿場市表彰条例（昭和 4 1 年御殿場市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市議会個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 御殿場市議会個人情報保護条例（令和 4 年御殿場市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 2 条、第 5 3 条及び第 5 4 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正)

第 3 条 御殿場市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例（昭和 3 2 年御殿場市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 御殿場市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年御殿場市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 及び第 1 8 条の 3 中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 5 条 御殿場市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年御殿場市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条、第 1 4 条（見出しを含む）、第 1 5 条及び第 1 7 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第6条 御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例(平成21年御殿場市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市法定外道路管理条例の一部改正)

第7条 御殿場市法定外道路管理条例(平成14年御殿場市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第8条 御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成8年御殿場市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市河川管理条例の一部改正)

第9条 御殿場市河川管理条例(昭和46年御殿場市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第10条 御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年御殿場市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第11条 御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年御殿場市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第6条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(御殿場市特別職の職員で常勤のものものの給料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の御殿場市特

別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例第5条第2項及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例第18条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

(御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の御殿場市職員の退職手当に関する条例第13条第1項、同条第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)、第17条第3項及び同条第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

議案第 53 号

御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定について

御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(御殿場市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 御殿場市税賦課徴収条例（昭和 30 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 133 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 140 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

(御殿場市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 御殿場市都市計画税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 5 4 号

御殿場市立保育所条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市立保育所条例の一部を改正する条例

御殿場市立保育所条例(平成 2 7 年御殿場市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中御殿場市立高根第 2 保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

御殿場市下水道条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市下水道条例の一部を改正する条例

御殿場市下水道条例（平成 4 年御殿場市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「施工」を「施行」に改める。

第 11 条第 2 項第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第56号

御殿場市民会館大ホール舞台用電気設備改修工事請負契約の締結について

御殿場市民会館大ホール舞台用電気設備改修工事請負契約について、次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月26日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 御殿場市民会館大ホール舞台用電気設備改修工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 309,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市萩原675番地の10
株式会社岡電
代表取締役 小野田 良夫 |

議案第 57 号

新御殿場市立図書館等外構整備工事請負契約の締結について

新御殿場市立図書館等外構整備工事請負契約について、次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 新御殿場市立図書館等外構整備工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 438,350,000円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市保土沢 1157 番地の 599
株式会社オサコー建設
代表取締役 長田 崇 |

議案第58号

御殿場市立西学校給食センター備品（荷受検収室等厨房機器）の取得について

御殿場市立西学校給食センター備品（荷受検収室等厨房機器）について、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月26日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|---|
| 1 取得物件 | 御殿場市立西学校給食センター備品（荷受検収室等厨房機器） |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得金額 | 22,770,000円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県静岡市駿河区中島381番地1
静岡アイホー調理機株式会社
代表取締役 原木 繁寿 |

議案第 59 号

御殿場市御胎内温泉健康センターの指定管理者の指定について

御殿場市御胎内温泉健康センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 14 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 御殿場市御胎内温泉健康センター
- 2 指定管理者 御殿場市印野 1699 番地
一般社団法人印野郷土振興協会
理事長 勝間田 政道
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第60号

遊RUNパーク玉穂の指定管理者の指定について

遊RUNパーク玉穂の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月26日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 遊RUNパーク玉穂
- 2 指定管理者 御殿場市茱萸沢750番地
一般社団法人玉穂報徳会
理事長 勝又 保彦
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 6 1 号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成 2 0 年総行市第 1 号）の一部を次のように変更する。
第 4 条第 1 号中「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第62号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和6年11月26日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2214号線	御殿場市北久原487番26地先	御殿場市北久原469番14地先	
3722号線	御殿場市駒門72番21地先	御殿場市駒門72番23地先	
3723号線	御殿場市駒門72番26地先	御殿場市駒門79番6地先	
4611号線	御殿場市板妻474番1地先	御殿場市板妻458番2地先	
4612号線	御殿場市神場2536番96地先	御殿場市板妻831番1地先	

同意第7号

御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を御殿場市固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月26日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 長谷川 博之

住 所 【略】

生年月日 【略】

